

# 議会運営委員会記録

令和5年8月25日（金）

開議 9時57分

閉議 10時43分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

---

## 議 題

- 1 令和5年9月浜田市議会定例会議について
  - (1) 原油価格・物価高騰対策事業(案)について 資料1-1
  - (2) 令和5年9月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案について 資料1-2、1-3  
・ 請願文書表(案) 資料1-4
  - (3) 令和5年9月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1-5、1-6
  - (4) その他
- 2 令和5年9月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について 資料2
- 3 常任委員会が所管する事項の見直しについて
- 4 浜田市議会議員政治倫理条例の改正について 資料3
- 5 浜田市議会議員請負の状況の公表に関する条例の制定について 資料4
- 6 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 09時 57分 開議 ]

○布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。なお本日は肥後委員が欠席である。それでは議題に入る。

1 令和5年9月浜田市議会定例会議について

(1) 原油価格・物価高騰対策事業(案)について

○布施委員長

総務部長。

○総務部長

( 以下、資料を基に説明 )

(2) 令和5年9月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案について

○布施委員長

総務部長。

○総務部長

( 以下、資料を基に説明 )

○布施委員長

続いて付託先等について、事務局長から説明をお願いします。

○下間局長

( 以下、資料を基に説明 )

○布施委員長

ただいまの説明について質疑等はあるか。

( 「なし」という声あり )

(3) 令和5年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

○布施委員長

9月定例会議の会議予定と予算決算委員会の日程等について、続けて2点事務局から説明をお願いします。

○下間局長

( 以下、資料を基に説明 )

○布施委員長

ただいまの説明について質疑等はあるか。

( 「なし」という声あり )

(4) その他

○布施委員長

執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

○笹田議長

10月末までクールビズでノーネクタイとしているが、議場が大変暑かったりする。議員もそうだが執行部におかれても上着を必ず着用しなければならないといったことはないので、体感温度によって自己調整してもらいたい。

○布施委員長

この件についてはよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではここで執行部は退席となる。

( 執行部退席 )

2 令和5年9月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

○布施委員長

今回陳情が5件提出された。提出後に議長団及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、5件全てを付託することとした。付託先委員会の内訳は、総務文教委員会に2件、福祉環境委員会に2件、産業建設委員会に1件である。付託先については資料2を見てほしい。以上のとおりとして9月1日の全員協議会で議長から付託される。この陳情のやり方は、委員会での議題の順序については従来どおりなので、議案審査の前に陳情審査、採決を行うこととしているのでご承知おき願う。

また、今回提出があった陳情5件について、ホームページ等へ公開する際に黒塗りする部分はない。また、陳情第102号については陳情者が住所及び氏名のホームページ等への公開について承諾されないとのことだったので、その部分は黒塗りしてホームページ等に掲載することをお知らせする。

このことについて何かあるか。

( 「なし」という声あり )

3 常任委員会が所管する事項の見直しについて

○布施委員長

前回、各会派から理由を聞いた上で引き続き議論が必要とのことで、会派へ持ち帰り意見をまとめて報告してもらうこととしていた。各会派からこれから意見を聞くが、なかなか進展がない部分もあるが一応各会派から協議結果について説明してほしい。

○串崎委員

前も申し上げたとおり、会派の考えは以前と変わってない。できる限り議会改革という形で進めてほしい。既に10月に差し掛かるので、今回の議会運営委員会メンバーでは意見も最終的に結論が出ないのではないかとといったことで、先送りのような話も

出た。

**○小川委員**

趣旨で言うと、変えたほうが良いという意見は聞いている。しかし議会全体での合意形成までには至ってない。できる限り全会一致でその必要性について確認する方向でやるとすれば、今回は結論を出すのは難しいのではないかということである。

**○川上委員**

現在もこうして混乱しかかっているので、せっかくなので次期の議会運営委員会に先送りしたらと思っている。

**○柳楽副委員長**

これまでと同じである。思いとしてはできるだけ早く変えていただければ。子育てに関するところ、子どもが関わるところを一緒にしていただくということでぜひ進めていただければ良いと思うが、皆の理解もないといけないのかと思っている。

**○布施委員長**

こうして各会派へ持ち帰ってもらい再三協議してもらった。会派での協議結果が大きく変わることはないとのことである。意見が分かれたわけではないが、協議内容はしっかり深掘りしていかなければいけないと思っている。これは多数決で決めるようなものではないし、議会運営委員会の中でもこの部分は大変大切なことである。あくまでも合議制で決めていきたいと思っているのだが、委員長としてはこれまでどおり皆の意見もあった、11月の常任委員会改選後の後半2年間で、各常任委員会がこれまでどおりの所管で不都合はないかを考えながら、自分の所属する委員会で調査・審議してもらい、やはり見直しが必要ということになれば令和7年度の改選時期前に向けて変更する流れにしてはどうかと考えている。この部はこちらに持ってくる、この部はこうするという意味合いではなく、内容をしっかり深掘りしてほしい。まだ課題は山積している。このことは次期の議会運営委員会へもしっかり申し送りして、改選前に再度検討していくよう考えている。その考え方で良いか。

( 「異議なし」という声あり )

意見があるか。

**○柳楽副委員長**

引継ぎのときに1点お願いしたいのだが、せっかく今こういう議論になっているので、例えば改選前だからということとそれに近づいた頃にまた改めてこの話を出すのではなく、引き続きでやっていただくほうが進めやすいのかと思うので、そのように対応をいただきたい。

**○布施委員長**

先ほど言ったように議会運営委員会だけの考えではなく、各常任委員会の中でもこのことについてはしっかり協議してほしいということも申し上げておきたいと思っている。柳楽副委員長が言われたように直前で協議するのではなく、この件はその都度、必要に応じて協議していくようお願いしたい。ほかにあるか。

**○小川委員**

大事だと思っている。ただ、超党みらいの中では、今の段階では必要ないという認識を持っている関係で、内部の議論の中で、もし今まで提案があったような形で常任委員会の所管替えをしたとしてもデメリットはないと聞いているし、先ほど柳楽副委員長が言われたように、今までの審議の中でもいろいろ不都合な面があったと言われていたので、変えたほうが良いという中身をできる限り説明してもらいながら、考えられる不都合とメリットを含め、変えたほうが良い中身をできる限り皆と共有できれば良い。そういう意味ではぎりぎりではなく、これ以降もそういう議論をしてもらえたらと思う。ポイントはそこになると思う。そういうことを含めて、皆が納得できれば全会一致で合意形成ができるのではないかと思います。

#### ○布施委員長

そのような意見もある。皆そのようなところも考えながら、このことについてはしっかり審議してほしいと思っている。よろしく願います。ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

### 4 浜田市議会議員政治倫理条例の改正について

#### ○布施委員長

浜田市議会議員政治倫理条例の第4条を削除することについて、各会派の意見、賛否を報告してもらおうことにしていた。各会派から報告してほしい。

#### ○串崎委員

この前も申し上げたとおり、一応削除ということで山水海は判断している。

#### ○小川委員

前回も次長から詳しく説明いただき、それを持ち帰って報告しながら議論した。第4条の削除についてはやはり地方自治法を上回るような規制はいかがなものかということも含めて、削除の方向で問題ないのではないかとということで結論付けている。

#### ○川上委員

削除の方向で。

#### ○柳楽副委員長

公明クラブも前回と同じように削除で良いかと思う。

#### ○布施委員長

各会派から報告いただいた。削除という方向性だが、それを受けて事務局から説明をお願いします。

#### ○大下庶務係長

皆に最終的な意見を出してもらい、廃止の方向で進めていきたいと思っている。今タブレットに配信している資料3は現在の政治倫理条例である。ご覧のとおり18条までであるが、その2ページ目の枠で囲んだ部分、請負契約に関する遵守事項、この第4条をまるまる削除することになる。そうすると1条ずつずらさないといけなくなるし、各条を引用している部分もあるので、その部分も修正が必要となってくる。修正部分などは次回9月6日の議会運営委員会で、詳細を説明させてほしい。

○布施委員長

よろしく願います。

5 浜田市議会議員請負の状況の公表に関する条例の制定について

○布施委員長

事務局から説明をお願いします。

○大下庶務係長

先ほどの政治倫理条例の第4条廃止の背景に、地方自治法第92条2の、改選における請負禁止の規制緩和があるのだが、総務省から議員の職務執行の公正や適正を損なうことにならないよう議員個人の請負状況の透明性を確保するための対策として、条例などを定めて請負する議員が支払いを受けた金額や内容を議長に報告して、議長がそれを公表するなどが適切と助言されている。そしてその条例については全国市議会議長会から例が示されており、全国他市の議会においても示された例を参考に条例を制定されているところが増えている。浜田市議会もこのたびの定例会議で上程したいと考えており、今示しているのが全国市議会議長会の例に倣って作成した条例案である。この条例内容を簡単に言うと、市の出納閉鎖は5月末なのだが、6月1日から30日以内に、前年度に請け負った仕事内容や支払いを受けた金額の総額を報告すること、議長は提出された報告を公表すること、報告されたものは5年間は保存すること、誰でも報告の閲覧や写しの交付を請求できる、といった内容である。

続けて条例の施行規程が3ページ以降に載っているが、これはさらに細かな部分が記載してあるので、また確認してほしい。以上の内容で進めたいと思っている。

○布施委員長

以上の説明について委員から確認することや質問はないか。

○川上委員

第1条の「請負をする者またはその支配人である場合における」の「支配人」とは何を指すのか。

○松井次長

請負をする者またはその支配人とは、地方自治法にも出ている言葉であり、具体的には請負をする者とは個人事業主、その支配人とは個人事業の名義ではないが実質的に経営に携わっている者。例えば、事業主は親族だが実質的に経営に携わっている、そのような意味合いと解釈している。

○川上委員

支配人をどのような形で判明するのか、何か決まりがあるか。この支配人というのは非常に難しい部分があり、実質的に経営に携わっているというのは実際には見えない。代表者の後ろで操作している方を支配人と言うのか、または組織上きちんとある者を言うのか。それを明確にしたほうが良いと思う。地方自治法も明確にはなっていないが、私は明確にしたほうが良いと考える。でないで後ろで操作している方が議員だった場合、非常に危ない。ぜひこの点をどこかで調べていただき、何々についてとい

う形であれば一番良いかと思う。お願いしておく。

#### ○下間局長

先ほど言われたように地方自治法での表記をそのまま持ってきているので、この条例のところにこの「支配人とは」の詳細を載せるのはいかななものかと思うが、例えば別のところで分かるように、支配人とはどういう者かが分かるように少しこちらで工夫させてもらいたい。条例には支配人の詳細は明記せず、そのままとさせてほしい。

#### ○布施委員長

よろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

では条例改正及び制定することについて、次回の委員会で事務局が今の部分をまた説明し、事務局が示した案について最終確認をしていきたいと思うのでよろしく願います。

## 6 その他

#### ○布施委員長

次回の日程を確認したい。9月6日水曜日の個人一般質問終了後に開催したい。内容の1点目は、浜田市議会議員政治倫理条例の改正及び浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてである。これらについては最終日に委員長から提案を行う。

2点目は11月に委員改選があるので、次期議会運営委員会への申送り事項について協議したい。先ほどあった所管委員会のこともあるし、そういったものを協議したい。事務局からメールにて依頼を出すので、各会派で申し送りたい内容を確認し、次回までに事務局まで提出をお願いします。

事務局から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

最後をお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[ 10 時 43 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司